

平成 17 年度 第 2 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 17 年 5 月 25 日 ( 水 ) 16:00 ~ 17:47

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、志太勤、白石真澄、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

( 事務局 ) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、檜木参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 会議の重点検討事項について

( 2 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから本年度第 2 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。本日は、11 名の委員に御出席いただく予定でございます。定数には達しております。

企画委員会の専門委員といたしまして任命されました安念専門委員と福井専門委員は、本会議におきましても全体的な立場から御意見をいただきたいということで、昨年度に引き続き本会議に御出席いただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

関連いたしまして、お手元に資料 1 「規制改革・民間開放推進会議専門委員名簿」をお配りしております。これは昨年度に引き続き、今年度も専門委員をお願いする方々を中心に、まず先行して任命手続を進めていただいた方々でございます。会議といたしましては、これらの方々の御協力も最大限にいただきまして、一層の規制改革・民間開放を推進してまいりたいと考えております。

なお、今後も必要に応じまして、専門委員の追加と言いますか、新たに任命する必要があるかと思っております。それにつきましては、速やかに行われますよう、委員を始め各方面等の御理解と御協力をお願い申し上げたいと思っております。現在までの専門委員が、お手元の名簿のとおりということでございます。

それでは、早速でございますが、本日の審議に入らせていただきたいと思っております。前回、重点検討事項の候補につきまして、その時点での各ワーキンググループのお考えを主査の皆様方から御説明をいただいて意見交換をいたしました。各ワーキンググループにおきましては、いかなる視点の下にどの項目に重点を置くのかなどにつきまして、その後さらに

御検討を進められていると思いますので、本日はその状況を御報告いただきたいと思います。御報告は、重点検討事項候補及び各課題の現状、見直しの方向性、これを資料に基づきまして、いつものとおり、各項目ごとに5分程度で、前回会議以降の検討状況を中心にお願いいたします。

その際、重点検討事項候補の中でも、特に重点と言いますか、最重点と言いますか、最重点検討事項候補と考えられる事項につきましても、できる限り言及していただければと存じます。

今回も、前回同様、主査が御欠席の部分につきましては、事務局よりお願い申し上げたいと思います。一通り御報告をいただきました後に意見交換を行いたいと思います。

なお、資料のうち重点検討事項候補につきましては、現時点での会議としての検討事項をまとめたということでございますので、これにつきましては会議が終わりまして公表させていただきたいと思います。

ただ、各課題の現状、見直しの方向性につきましては、今後の進め方、戦略にも関わる部分がございますので、しばらくの間非公表とさせていただかざるを得ないと思いますので、御了解をいただきたいと思います。

それでは、まず資料2「重点検討事項候補」の「Ⅰ．横断的な制度整備等」の「1 市場化テストの推進」につきまして、八代主査からお願いいたしまして、順番といたしましては、鈴木主査、原主査、白石主査、神田主査の部分を長瀬企画官、安居主査、鈴木主査、草刈主査、南場主査、黒川主査の部分を長瀬企画官という順番で9項目ございます。各5分程度ということをお願い申し上げたいと思います。

それでは、八代主査からお願い申し上げます。

八代総括主査 「市場化テスト」につきましては、既に4回ワーキンググループを開きまして、速やかな決定ということを目指しております。その趣旨は、今、資料2にございますように、民間提案等に基づき、包括的な規制改革の実現を図る法的枠組みを、平成17年度中に関連法案も含めて国会に提出するというようなことでございます。

より詳細な内容が、お手元の「別添」という資料で、「『市場化テスト法（仮称）』の制定について」というのがございますので、これを見ていただきたいと思います。

「市場化テスト」の本格的導入につきましては、何と言っても法律が要るわけですが、モデル事業でさまざまな貴重な経験をしているわけですので、それをフォローしつつ「通則部分」、これは「市場化テスト」とは何かということと、落札者の決定とか、契約締結までの1つのプロセスを書いたものでありまして、それと同時に何を対象とするかというときの「個別事業に係る特例部分」という2つが車の両輪となっているわけでありまして、これは、言わば構造改革特区法におきまして、特区とは何かという規定と、それから特区をつくるためにどういう法律の特例措置をつくるかという2つの部分から成っているのと基本的には同じ方式です。

「通則部分」につきましては、下に書いてありますように「法律の基本コンセプト」と

か、特にそれを動かす「第三者機関のあり方」、それをどういう組織にしていくのか、どういう権限を持つのかということ。「法律の基本コンセプト」の中では、官民競争入札とそれに加えて広く官業の民間開放を定める法律とするか、そういう対象範囲というものをこれから検討していきます。

それから、対象事業選定の基準とか手続で、これはモデル事業をやっておりますときに、非常に大変なことがいろいろわかってきたわけでありまして、それを含めて官民競争入札の具体的な手続を図る。

2枚目にありますが、それに伴う公務員等の処遇の問題ということを含めていくことでございます。

「個別事業に係る特例部分」につきましては、やはり官でなければ事業ができないということを決めている個別法があるわけですから、その特例措置をきちっと整備して、1本の法律の形で民間開放を可能としていくことが、市場化テスト法の一番基本的な点であるわけですし、これは既に年末の答申等でも書いてあることでありますが、それをより深めていくことがポイントであります。

今後、個別事業を所管する府省との折衝を行い、具体的な対象事業を選定するというところで、モデル事業に応募していただいた119の提案と、独立行政法人、それからあじさい月間の中で提案される事業、この3本柱で具体的な個別事業を定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

宮内議長 それでは「2 官業の民営化等」「3 規制の見直し基準の策定等」ということで、これは鈴木主査と原主査にお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは「2 官業の民営化等」ですが、これは先回御説明いたしましたが、ワーキンググループとしましては、内部でどういうふうに進めていくのかという議論を深めておるところです。今後有識者その他からの意見を聴取し、関係省庁との打ち合わせに入っていきたいと、大体そういうスケジュールで考えております。

内容につきましては、先回申し上げましたが、1つは官業そのもの、これは去年も800からの母数から選んで、約八十項目について一次ヒアリングをやった、そして36項目について答申を出しておりますが、こういうものなどの中から新たに官業の民間開放、民間開放というものは申すまでもなく、1に民営化、2にそれができない場合には、民間に対して包括的な委託をするというコンセプトですけれども、そういうことを官業についてやっていくというのが第1です。

第2番目は、独立行政法人については、昨年は32法人が第一回の見直しの時期に来たわけですが、今年は24法人が見直し時期にまいっておりますので、この見直しの時期に当たって、この独立行政法人が、いま言った民間開放に適するかどうかという点についての検討をしていきたいと考えております。

更に、行政代行法人につきましても、この検討を加えていくことにしていきたいと。こ

れは、今後の行政改革の方針というものの中で、平成 18 年度末までに所要の見直しを行う予定となっておりますので、我々の方としても、民間開放の視点からこれを取り上げていきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 原主査、何かございますか。

原委員 遅れてまいりまして、大変恐縮です。今日、午前中に「市場化テストワーキンググループ」に専門委員で入られる、翁さんからのヒアリングということで、いろいろお話をお伺いいたしまして、大変興味深かったのですが、こちらの官業民営化の部分については、今、3 分類 3 分野ということがありましたけれども、特に独立行政法人については、中期目標のところ、今年度は非常に大きな節目だと思っております。「市場化テスト」のメンバーの方々と、行革の有識者懇談会と、総務省にも評価委員会というのが、各省庁をまとめたところがありますので、こういったところと連携と役割分担等を十分に行って、やはり成果を上げたいと考えておりますので、是非着地点を見出せるように御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

宮内議長 それでは「1 少子化」、白石主査、お願いします。

白石委員 皆様御案内のとおり、間もなく発表されます 2004 年人口動態統計では、4 年連続して出生率が下がりがちで、日本の少子化は一層の深刻さを呈しているようでございます。

「少子化ワーキンググループ」のねらい、そこにお示ししました 3 つでございます。

1 つ目は、少子化の基本的な要因と考えられます、女性の就業継続と子育てとの両立、この困難な状況を取り除いていくということです。

2 点目は、男性も女性もともに仕事と家庭のバランスが取れるワークライフバランスが実現できるようにする。

3 点目は、保育サービスの普遍化を目指して、利用者に対する直接補助方式を導入するという 3 つでございます。

具体的な重点項目としましては、そこにお示ししました大項目 3 つ、そしてやや色彩が異なりますけれども、小項目 3 つということでございます。

これまで少子化ワーキングでは、保育の民間事業者や育児保険の専門家、若者の就業に詳しい有識者、更に派遣法や均等法に詳しい有識者、そして保育事情に詳しい有識者などを都合 5 回、公式・非公式併せてヒアリングをしました。今後は、厚生労働省や経団連との意見交換も予定しておりまして、現時点で決まっておりますもの、消化したものを含めて 8 回のヒアリングがございまして。

まず、1 つ目の重点項目としましては「男女にかかわらず子育てと両立可能な多様な働き方を推進する労働環境の整備」でございます。現在の裁量労働制を見ましても、また派遣法を見ましても、これは労働者が真に働きやすい環境ではございません。例えば、労働者派遣法というのは、主に派遣事業者の規制を目的とした法律でございまして、派遣労働

者の就業環境について十分配慮されていないとか、既に定められております男女の雇用機会均等法におきまして、事業者が妊娠・出産を理由に不利益扱いをすると、これは解雇のみについて禁止されておりますが、配置転換に関するルールは定められていない。こういう点に着目して、子育てと就業が両立可能な労働環境の整備をしてみたいと思います。それが1点目でございます。

2点目は「育児休業制度等の見直し」でございます。子育てと就業継続を図る観点から、育児休業制度は非常に大切でございますけれども、これは先ごろの改正により1年が1年半に延びました。この要件をもう少し緩和して、育児休業の取得単位の柔軟化、更に看護休暇、取得日数の上限の緩和等に注目してまいりたいと思います。

3点目が、利用者に対する直接補助方式の導入による、多様な保育サービスの選択支援でございます。皆様御存じのとおり、現在では都市部を中心に待機児童数が非常に増えておりまして、子育ての制約のために働けないとする者の数、2002年で122万人に達しておりまして、これは政府が待機児童ゼロ作戦で想定しております15万人という児童数をはるかに上回っております。働いている女性だけではなく、家庭の中で育児困難に直面している女性も多いことから、現行の保育所を単に共働き世帯の支援とはとらえず、より普遍的にとらえて保育サービスの拡充を行ってまいらなければならない必要がございます。

そのためには、民間事業者が参入をしやすい、よりよいサービスを提供していく民間事業者が生き残っていくような競争環境をつくっていく必要があるかと思っております。

このために、現行では、委託費方式で行われている補助を直接補助方式へと転換してまいり、利用者が対価に見合った多様な保育サービスを選択できるようにするということを考えておりますが、この手だての一環として育児保険の検討なども併せて進めてまいりたいと思います。

最後に書かせていただきました「『総合施設』のフォローアップ」は、今年度からモデル事業として実施されます幼保一元化の総合施設について、きちんとそれが運用されていくのかどうかというフォローアップを行ってまいりたいと思っておりますし、利用者がよりよい保育所を選択するためには、保育所の情報交換や第三者評価が欠かせないと思っておりますので、こうしたことについても目配りをしてまいりたいと思っております。

3点目は「円滑な労働移動を可能とするための有料職業紹介における手数料規制の緩和」などについても、着目してまいりたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「2 生活・ビジネスインフラの競争促進」、鈴木主査と長瀬企画官にお願いいたします。

鈴木議長代理 先ほどの説明の中で、規制見直し基準について落としておりましたので追加させていただきます。

見直し基準につきましては、現在3つの視点があります。第一は、通知・通達のたぐい、

いわゆる行政指導と言われている分野のものですけれども、こういうものについて行政手続法が制定されて、もうかれこれ 10 年ほどになっていますが、なかなかそれが一般に使われていない。この通達や指導というものは、一体国民はそれに従わないといけないという拘束力があるものなのか、そうではなく行政手続法に定める、従うも従わないも当人の自由なのか。ここら辺の問題が、直接的に作為・不作為を要求する場合には明らかですけれども、例えば、解釈通達だとかガイドラインというたぐいになると、一体それがどういう性格を持っているのかが、よくわからないという点があるわけです。

しかし、とは言うけれども、その解釈通達も、一定の作為・不作為を、結果的にその実現場面においては、国民に要求することになるわけですから、それに対して、それが行政指導であるということを理由として、拘束力がないと主張することができるのか、できないのか、ここら辺ははっきりしていない。それは行政指導の定義とも関連してくると思うわけですが、それを一度しっかり見直しをして、行政手続法が本来の目的を達するようなものにしていきたいというのが考え方で、最重点項目であると考えております。

第 2 点目は、規制の R I A（レギュラトリー・インパクト・アナリシス）、影響分析です。これについては、もう既に総務省を中心として各省でいろいろな検討が試行的に、行われておるわけで、40 ぐらいのものについてやられているということですので、ここの話をよく聞き、この試行的に始まっておる R I A という手法を制度的なものにしていくということを 1 つの目標としております。

3 点目が、規制が制定されると、使われなくなっても、あるいは時代に対応しなくなっても、規制として残っているというのが現状です。したがって、規制が制定されたときには、一定の期限が来たときには、これを見直す、あるいは規制に終期を付けるという問題で、これも長らく議論されておる問題ですが、この問題に対して 1 つの決着を付けたいと考えております。

以上が、規制の見直しに関する問題点の説明であります。

それから、生活・ビジネスインフラについて、上 2 つは神田主査が御担当ですので、事務局の方で説明していただくとして、「通信と放送の融合に対応した競争環境等の整備」という問題については、現在鋭意ヒアリングを行って、どのようなまとめ方をしていこうかということを考えている最中です。

御案内のように、インターネットの普及、あるいはブロードバンド化の進展が、予想以上に進行し、通信におけるインフラや、コンテンツなどの競争環境が予想以上に進展しておりまして、現在においては放送と通信の垣根というのは、かつてのごとくではない。むしろその 2 つは、同じような問題のところで処理できるようになっているというのは、御案内のようなところです。

したがって、今までのように、これは放送だと言ってそれを放送法で規律し、これは通信だといって電気通信事業法でやるというやり方でよろしいのかという問題が必然的に起こってくるわけですし、ここのところをどのように仕切っていくのかということを考えて

いきたいと思っております。

いろいろなアイデアはあるわけですが、究極的な方向として、通信と放送とを完全融合させるというのは、例えば、インフラの問題に着眼して、それを共通化するということが行われるならば、これは完全な意味で完成することになるわけですが、それに対してはいろいろな問題を含んでおりますので、その周辺の問題を含めて検討していきたいと考えております。

これを考えるに当たりましては、当然放送の中心であるNHKという公共放送の在り方というものが、これを抜きにして考えることはできないわけでありまして、以前にNHKのBS放送につきましては、これがデジタル化したときには、従来の見ても見なくても支払わなければいけない受信料方式から契約受信料方式にするということが議論され、その方向で検討することが閣議決定されておりますけれども、これを衛星放送だけに限定するのか、あるいは地上波放送にまで拡げるのかというのも、1つのテーマであろうかと思っております。

更に、そう考えてまいりますと、NHKの公共放送の在り方とは、どうあるべきかということも、1つの視野に入っております。

そういう問題を含めつつ、最終的な目標としては、通信と放送というものが融合して、そして放送業者という限られた、しかも電波という有限のものを独占して、数の限られている世界と、それに比して多彩な人たちが入り乱れている通信業界における放送類似のもの、そういうものがどういうふうに融合していくのが最もよいのか、その融合した結果として、それでは何でもありの世界になるのか、それともそれに対してある一定のルールというものが必要なのか、あるいは著作権問題をどのように解決していくのか、いろいろ多彩な問題を含んでおるわけですが、これは多少時間がかかるかもしれませんが、最重点項目として取り上げて深掘りをしていくべく、現在鋭意勉強中というところです。

それから、次の問題は「危険物保安・環境関連規制の見直し」ですけれども、取り上げた視点としては、2つありまして、いわゆるコンビナート4法と言われておるものがあります。これは法律が4つと、関係する省庁が3省、消防庁、経済産業省、それから厚生労働省ということになるわけですが、これは臨調以来重複規制だということでいろいろ議論がされてきたわけですが、なかなかこの関係での関係者の利便性に合致したような改革は、ほとんどらしいものが行われてこなかったというのが現状であるわけですので、これに取り組んでみたいと思っております。

問題は、一本化するという議論もあるかと思っておりますけれども、当面の問題としては、大気圧以上の機器は、ボイラーのような10キロ以下の圧力機器と10キロ以上の高圧機器に分けてボイラーの方は厚生労働省の、高圧機器の方は経済産業省の所管となっております。検査内容はほとんど同じですが、どうして10キロで仕切って、省も変えなければいけないのか、これはいささか奇妙な感じがするわけです。ですけれども重要な問題は、高圧機器は自主検査になっているが、圧力機器の方は行政機関による直接の検査となってい

て、ここらあたりに問題の根源があるということがわかりましたので、この問題をまず解決して、そして全体としての4法をどう持っていくのか、この問題にアプローチしていきたいと思っております。

第2番目の環境関連ですけれども、環境を保全するためには、どういうことをやるべきかという視点に立って、幾つかの具体的にやれる環境保全に対して有効な方策という問題、あるいはそれを阻害している、規制というものの撤廃、これらの視点で問題をとらえていきたいと思えます。

例えば、バイオマス発電が、環境保全に対してよいことは当然のことですけれども、そのバイオマスの原料となります、木材、チップのたぐいのものが、廃棄物というものになっておいて、そのような規制の関係から使い勝手が悪いという問題があり、それが環境保全の促進、つまりバイオマス発電などの促進を阻害しているということがあります。これは1例ですけれども、それに対してどういう手段を取っていったらよいのかと、こんなような視点でとらえていきたいと思えます。これは1つに限らずにできるだけ幾つかそういう環境保全に資するような具体的な問題を、抽象的な議論はもうし尽くされておりますから、具体的に何をしたら環境保全に役立つのか、それを妨げているものの中に規制というものがあるのか、この視点でなるべく多くのものを取り上げて取り組んでみたいと考えております。

あと下の方に書いてあります事項としては、電力・ガスの自由化に向けた検討という問題は、2001年以来ずっとやってまいりまして、相当度の成果を上げ、今年から50キロワット以上の需要家、ほとんどのスーパーなどが入りますが、そこでの自由化が行われることになっております。自由化されておりますけれども、しかし、小売の自由化がされて以来、現実に取りが起きているかということ、まだスタートして間もないということもありますが、ほとんど進んでいないのが現状です。

その原因は何だ、そして目標とするものは何かと言ったら、全面自由化であるということ、これは2001年にはっきりとその方針を打ち出しておりますが、その全面自由化に向けて、どのようなステップを踏んで、そしていつ到達するのか、その青写真を、明確なものに描いていきたいというのが第1点です。

第2点は、車検制度でして、これは昨年度紆余曲折を経て、二輪車の初回車検の2年を3年にするという、我々としては大変不満な結果で一応終わったわけですが、これでゲームセットではないと私どもは考えておりますし、また多くの疑問点を国土交通省に投げかけてあります。この疑問点に対する回答を、まず得ることからスタートして、次のステップとして、目標である車検期間の延長に対しての検討を、これは閣議決定にもありますように、不断の見直しを行っていくという考え方で臨みたいと考えておるわけです。

以上です。

宮内議長 長瀬企画官、お願いします。

長瀬企画官 引き続き、生活・ビジネスインフラの神田主査分について御報告します。



頭の2つの項目でございます。

まず「金融サービス（投資）法制の横断化に向けた整備」でございますが、これは従来から申し上げましたとおり、金融商品・サービスが多様化する中で、資本市場全般を統一的、かつ横断的にカバーする投資家保護法制が現存しないということで、適切な投資家保護を図るために、こういった金融サービス法制の横断化に向けた検討が必要であるということでございます。

とりあえず、金融庁においても、逐次、検討、結論を出していくというところまで昨年度約束をさせていただきましたので、今年度はその内容について精査をしまして、しかるべきタイミングで金融庁さんと議論をすべく、今、準備を進めているところでございます。

2番目の独禁法関係の話でございますが、1年間に大体公正取引委員会から30件程度の法律違反の法的措置が取られておるんですが、そのほとんどが入札談合事件でございます。他の種類の独占禁止法違反行為への対応が不十分であるということでございます。

したがって、体制の整備が十分であるのかという点と、それから独禁法に違反するかどうかという判断基準が不明確ではないかという視点がございまして、それも併せて検証をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「3 外国人労働（移入・在留）」、安居主査、お願いします。

安居委員 私どもが一番最初に書いております、高度人材の積極的な移入・在留促進、それから片方で不法就労等への対応を強化すると。この両面から考えていかないといけないと思っておりますが、現段階で考えますと、どちらかと言うと入れる方、入るときは非常にチェックするんだけど、中に入ってしまうと実際は余りチェックされていないという状況がございまして、かつ高度人材だけというのも、これまたこれから非常に問題が出てくるということもありますので、これから2年ほどかけて全体的な体制を検討してみたいと思っております。

ですから、これは各省に重なるものですから、いろいろ御支援の方も受けて、若干勉強会的なことも含めて進めていきたいと思っております。ですから、基本的な考え方みたいなものが年度内にできれば、一番いいなと思っておりますが、それが1つでございます。

片方で、個々の問題について、それはそれでやっていこうということで、ここに4つほど書いております。一番最初の入国後におけるチェック体制の強化ということですが、これは先ほど申し上げました、いわゆる入国後の状況チェックということができてないということに絡んで、まず第一歩ということで、今はもう一つ所管がはっきりしてない、かつ登録も申請ベースということになっておりまして、このところを各省と御相談して、極端に言うとせめて背番号が付いて、どこにだれがいるというところまではつかめる状態にならないかなということを考えております。

2番目は、これは去年も実は話が出たんですけども、外国の会社と日本の会社が契約

をして、あるいは外国の会社と外国の会社が契約して、更にそれが日本に絡んで外国から人が派遣されると、そうした場合の対応がどうかと、こういうことでございまして、これは日本の法律ではちょっと対応しにくい状況になっております。これもやはり来る以上きちっとしないといけないということで、この問題をディスカッションして固めていきたいと思っております。

3つ目は、査証審査についての問題なのですが、これも何回もやってきまして、私も実はこの前バンコクで実際に領事館に行って見学してきたんですけれども、ものすごい数の人がアプライしてきているという中で、実際の窓口をやっている人は必ずしもいろんなことを全部わかってやっているわけではないという問題がございます。できるだけそういう意味では、原則的な基準というものを何とかつくって公表できないかというディスカッションをしております。ただ、これは各国別の問題がありまして、必ずしも外務省で一発で決めるということにならないので、その辺をどこでどうするかというのがこの問題でございます。

4つ目の永住許可要件でございますが、これは一応決着が着いて、今までのいろんな例が出てくるわけでございますが、その例を公表して、それがだんだん集まってガイドライン化するという形に一応決まりまして、今、進みつつありますが、これを更にフォローアップしていこうということでございます。

この3月までに決まりましたことで、下に書いております、実務研修中、つまり研修生として来ているときの法的な保護ということについて、もう少し詰めていきたいと思えます。

それから、高度人材の移入について、今、3年とか1年という期間でございますが、これをもう少し延ばしていけないかということをお話ししていきたいと思っております。

これ以外につきましては、特区とかあの辺の受付のときに、こういう関係で出てきたものをピックアップして、それぞれディスカッションして決めていくという体制でやらせていただきたいと思えます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次は「1 医療分野」ということで、再び鈴木主査をお願いいたします。

鈴木議長代理 医療につきましては、第1番目は「保険者機能の強化」でありまして、これは2001年の医療改革をやりましたときに、1つの目玉となったものです。それまでは本来保険者が審査・支払いをすると法には書いてあるけれども、その法ができた昭和23年に直ちに支払基金ができて、審査・支払を全部支払基金でやることになったという経緯から保険者が育っていないという問題もあります。このため、保険者が審査・支払をするということにしたわけですが、これも制度は開放したが、保険者が審査・支払をするケースはほとんど出てこないということです。これにはいろいろな原因がありまして、その原因についての説明は省略いたしますが、これを何とか促進していかないといけないと考え

ております。一番大きな原因は保険者が、医療機関、あるいは保険薬局と直接審査・支払をしようとしても、医師の合意が必要になっているという点です。これは、つくったときからわかっていたことですが、それにはIT化が進まないと技術的に難しいという問題がありまして、そのためにIT化、特にオンライン化が前提になるということで、待たざるを得ないという事情があるわけです。

しかし、いつまでも待つておるわけにはいかないから、医療機関との合意とは一体、どの程度の合意を意味するのか、保険者が希望しても医師がだめだと言ったら絶対にだめなものなのか、保険者が希望したときに医師はどういう事情があるときにだけだめと言えるのか、そこら辺をはっきりしていけないと一向に進みません。ですから、そういう点からこれにアプローチしていきたいと考えております。

特に昨年は、保険薬局との直接審査・支払という問題を取り上げましたが、厚生労働省は医師の合意が必要と言う。しかし、それでもいいからやりたいというところがあるという話なので、とりあえず去年は段階的にスタートする第一歩として医師の合意を認めて、本年度それを本格的に議論して、医師の合意を必要としないようにする、あるいは必要とした場合であっても、どのような条件を付けるのかということ正面から議論しようということになっております。そこで、この問題を解決して、保険者機能の強化が現実のものになるようにしたいと考えているのが第1点です。第2点は、医療のIT化の加速化でありまして、これについては昨年度かなり具体的な議論をしました。そして、IT化の数値目標も閣議決定の中に盛り込まれております。そういう状況ですけれども、IT化については毎回言っておりますけれども、基本はオンラインでレセプトが支払基金、保険者、あるいはそういう審査をする第三者、そういうところに行くシステムが完成しないとだめなのです。

それに対して、去年もいろいろやったわけですがけれども、医療の世界で必要なことは何かと言うと、具体的案に厚生労働省だけに作らせるだけではなくて、我々と厚生労働省との間で、具体的にこういうことをこういうふうやって、いつまでにするのかということを決めないと一歩も進まないというのが、私の感想です。したがって、加速というよりも具体的にやることは何だということをはっきりさせていきたいと考えております。

第3番目の「医療材料・医薬品の内外価格差の是正」、これは東大の永井先生等の御希望もありましたが、以前から問題になっており、例えばアメリカで100円するカテーテルが日本では1,000円だという問題、まだ依然として解消されていない。そのために、外国価格参照制度適用を求めたが、ファンクションをしていないようだという問題です。したがって、この問題について今年度は少し腰を据えて取組みたいと思っております。

更に追加いたしますと、ジェネリックの問題は去年も取り上げましたが、先発薬の特許が切れた後には後発薬が出てくる、その先発薬と後発薬の間には価額で大変な差がある。保険財政の視点から、後発薬を使った方がよいが、その後発薬が使われないという現象が起こっている。この問題は去年やりましたが、これも具体的にどうしたらよいかの視点で

考えてみたいと思います。

下の方に書いてあります、中央社会保険医療協議会の在り方の見直しは、今やっておる最中で、間もなく結論が出るのですが、これのフォローアップ。

混合診療における新たな仕組みのフォローアップ。

医療提供体制の在り方、IT化の促進、診療報酬体系の見直し等々については、いずれもフォローアップをするとともに、必要によっては新たな提案というものを行っていくという考えであります。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「2 教育分野」につきまして、草刈主査、お願いいたします。

草刈総括主査 今年、義務教育改革に関する動きが予想されますので、義務教育を中心として取り組みたいと考えています。今、7月までとその後というふうに分けて考えております。ここに5つございますけれども、そのうちの最初の3つをとりあえず集中的にやっていこうということで、まず第1が「教員の多様化・質の向上」。これは現在の免許の問題、採用の問題、この辺が非常に形式主義に流れていって具合が悪いということ。それから、多様な人材を登用するようなスキームになっていないということ、この辺の教員の採用制度の改革を検討したい。今、実際には1年間の試用期間が機能していないので、しっかりした試用期間をつくって、本当の先生を選抜するという二重の仕組みにしようというような先生の問題。これが第1です。

第2番目が「生徒・保護者による学校選択の自由の徹底」ということです。例として挙げていますが、バウチャー制度というものを少し調べてみようということで、ある委員の先生がシンクタンクに依頼した調査によると、実はそのバウチャーという言葉がいろんな形で使われていて、非常に定義がはっきりしないが、ヨーロッパの先進的な国、ドイツ、フランスはちょっと置いておいて、オランダ、フィンランド、イギリス等々の国が、いわゆるバウチャーという考え方をベースにして、生徒数によって学校に予算を配分するというやり方をしている。これは公立だけではなくて私立も、国によっては株式会社等にも全くイコールフットィングで配分をしているという事実がはっきりしているので、日本もそういう形に組替えると。そういう形にして、いわゆる学校選択を自由にしていくと、全国的にこれを推進していくと。品川など一部では学区制の緩和をやっていきますけれども、それを全国レベルで推進をしていくということで、いわゆる教育のレベルを高めていくということ。

3番目に書いてありますが、それと裏腹ですが、そのためには多様な教育主体が参入を可能にするような制度、今のように公立と、それから小学校の場合は0.7%しか私立はありません。そういうところをやっていくという、この3つを裏腹の関係にもありますので、当面集中的にやっていこうということです。

4番の「教育機関に関する情報開示・評価の徹底」。この辺も大事な問題であります。

5番の「地方自治体・教育委員会・学校間の権限及び責任の在り方に関する検討」、今のように地方の権限と責任が不明確で不十分であるという現状も大きな問題です。更には6・3・3制の改革等いろいろありますが、この辺は全般の様子を見ながら、更に夏以降にやっていこうという考え方です。

中教審に義務教育改革が諮問されていて、つい先日論点整理というものが出ております。これはまだ中間報告の前の段階だそうですが、これを踏まえて6月初旬を目処に会議としても文科省から説明を受けたいと思っております。同時に中教審のメンバーとの意見交換もやっていくつもりであります。もうヒアリングや、学校の見学は5、6回やっていますが、そろそろ中教審の論点整理にも必要に応じて意見を表明しておこうと思っております。

パウチャーの問題ですけれども、さっき申し上げたように非常にいろんなコンセプトを使っているんで、それを整理する必要があるわけですが、一次調査というのは、さっき申し上げたように大体終わったと。更にもうちょっと実態的なものをつかむ必要があるんで、二次調査というのをやろうかということで、費用と進め方について事務局に相談しているところです。

宮内議長 ありがとうございます。

最後に「3 農業・土地住宅分野」、南場主査と長瀬企画官からお願いいたします。

南場委員 個別重点分野の3つ目の「農業・土地住宅分野」ですが、こちらは黒川先生と私で共同主査を行っております。農業分野を私から御説明させていただきます。

まず、農業分野につきましては、2つの課題に絞り込まれていまして、1つがいわゆる担い手と土地の問題です。もう一つは、農協の問題です。

1番目の担い手と土地の問題ですが、これは基本的には意欲と能力のある担い手に、農地、それも優良な農地をまとめて移管させていくことにより、農業の生産性を上げていかなければいけないという問題ですが、耕作放棄地のような生産性の低い土地が株式会社、あるいは担い手と言われる主体に渡ってもしようがないわけですし、あるいは細かい土地がばらばらと担い手に渡ってもしようがないわけです。これらの課題に関しては、切り口、攻めどころはたくさんあるわけですが、実態として成果を上げていくためには、農業委員会の在り方ですとか、株式会社による農地の所有ですとか、あるいはゾーニング規制の部分などの合わせ技で何とか進歩・改革が進むのではないかと考えておりますので、これは我が国の一次産業の生産性に大きく関わる部分ですから、是非重点分野として取り上げていきたいと思っております。

一方、農協の問題ですが、これは最近農協絡みの不祥事もあり、新聞にも書かれ始めていますが、問題意識は農協が日本の農業の非効率性の原因になっているのではないかと、かつ農家による創意工夫の意欲を阻害しているのではないかとというようなところにあります。ここについては、まず農協の実態をしっかりと把握して、ファクトとして私たちも勉強し、世の中にも知らせしめていくことが重要と考えます。その上で、農協の何を改善するのか、あるいはどこを改革していくのかということを決めて、その根拠について検討し推し進め

て参ります。競争促進策が切り口になるかも知れません。

先ほど申しましたように、農協の不祥事などがありまして、フォローの風が吹いているということと、中途半端にやっていると何も変わらないというところは確かですので、もしやるのであればしっかりやりたいということで、是非最重点項目として取り上げていただきたいと思う次第です。

以上です。

宮内議長 長瀬企画官、お願いします。

長瀬企画官 黒川主査分について御説明します。土地の部分でございますが、重点事項として1つ「用途地域内の建築物の用途制限の見直し」ということで、現在、住居地域とか、商業地域とか、工業地域とか言う、いわゆる用途地域というものが12定められておまして、その12の用途地域ごとに建築可能な建築物というのが網羅的に表になって法律で決められております。例えば、ボーリング場とか、パチンコ屋とか、図書館とか、病院とか、非常に外形的な基準によって建築してはいけない建物が決められているということで、これがライフスタイルの多様化の中で実態に合わなくなっているのではないかという問題意識の下、この別表による×の別表規制みたいなものを、性能規定化できないかというような視点から用途規制方策の在り方について深く検討していくということで、これまでの建築基準法の考え方を非常に抜本的に変える部分がございますので、重点事項というふうに掲げさせていただいております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、すべての分野の御報告をいただきました。これからただいまの御報告に基づきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞ御自由に御発言いただきたいと思っております。

どうぞ。

八代総括主査 実は、この重点事項の検討と、ある程度関係があるのが、構造改革特区における有識者会議というのを設けまして、これまでの積み残しの特区提案というのを今、洗っている最中でございます。今日も会議があって、いよいよ絞り込みの段階に来ておまして、10ないし20ぐらいの項目を重点的にもう一度特区という形で各省と議論してやっていくということで、個別にはなかなか興味深いものもございますので、またそれぞれ担当のこちらの委員の方とも連絡を取って協力してやっていきたいと思っております。

ついでに教育のところ、義務教育に重点を置くというのは結構だと思うんですが、高等教育でもいろいろまだ学校法人の問題とかあるわけで、是非フォローアップの方もお願いしたいと思っております。

特に、学校協力法人という新しい概念を文科省が持ち出してきて、株式会社等に対する私学助成金は難しいけれども、学校法人に容易になりやすくする形である程度それをメイクアップするというような考え方を出しているわけでありまして、これをどの程度活用す

るかというのが大きなポイントにもなっているかと思しますので、是非何らかの形で高等教育の方も含めて、ある程度進みつつある規制改革の方もお願いしたいと思います。

草刈総括主査 おっしゃるとおり、去年、当会議の公設民営方式という提案が公私協力学校法人という少しコンセプトの違うものになりました。この方式がどういう形で本当に生きるのかという辺りは、十分ウォッチをしなければいけない。

それから、義務教育を中心に、教育というのはもう全部縦につながっているわけです。今、義務教育をめぐる動きがありますので、ここで変なものを構成されるのも非常にまずいということもあり、義務教育を中心にやっていこうということですが、必要に応じて勿論高等教育についてもつながっているものについては、とりわけやっていきたいと思えます。

宮内議長 安居委員、どうぞ。

安居委員 やはり教育の問題で申し訳ないんですが、日系の2世、3世というのを、日本国籍を持っているということで、相当入れておまして、かつそれは日本人だということでノーチェックになっている。ところがその御家族の子どもさんたちが、どうもきちっと教育を受けてない可能性がある。

これは、教育全体のシステムの中で、きちっとしてない部分でございまして、頭の片隅に置いていただいて御検討いただければと思います。言葉の問題がちよっと絡むのでややこしいんですが、ただ聞いている範囲で言うと、例えば、ブラジルの子どもさんが、日本語も中途半端、ブラジル語も中途半端、ブラジルへ帰ってもちょっと困るという状況が大分起こっているということでございまして、よろしく願いいたします。

草刈総括主査 先ほどちょっと申し上げましたけれども、個人を対象にして予算配分を変えていくというのは大原則ですが、一方、過疎地とか、特別に配慮をすべき部分は当然あるわけで、今のお話もその一環だと思うので、そここのところにきちっと目線を置いてやっていかないとだめですねということは、委員の方々からもご指摘をいただいています。

安念専門委員 今、安居委員がおっしゃったのは、在留資格で言う定住者の問題でございませうか、それとも、日本国民である場合の話ですか、それとも、両方でございませうか。

安居委員 ロングでは両方になると思うんですけども、今、いわゆる外国籍の方が日本に入るときというのは、一応何らかの網がかかっているわけですね。ところが、日本国籍を持ってブラジルならブラジルにおる人というのは、二重国籍ですから簡単に日本へ入って来れてフリーなんです。それで問題が起こっているという形です。

安念専門委員 ありがとうございます。

宮内議長 原委員、どうぞ。

原委員 私自身の批判なので、私から発言するのもちよっとおかしなことなんですけど、4ページに「2 生活・ビジネスインフラの競争促進」ということで、今日は神田先生が御欠席ですけれども、「金融サービス(投資)法制」ということが書かれているのですが、ここに書かれている新たな金融商品・サービスが登場してきて、利用者保護の観点からと

いうふうに書かれているのですが、実はこれは半分というところで、もう半分では、公正で透明な市場ルールの策定ということを考えておりまして、金融サービス・市場法という形での提言というところに、今、徐々に移行してきているというところにあります。

そして（投資）というところも、証券概念を広げて投資概念をくくるということではなくて、個別のところには机上配布で出ているものには、預金とか保険とかも含めてというふうに書かれているのですが、預金とか保険というと、金融庁の中だけなんですけど、実は商品先物取引ですとか、商品ファンドとか、経済産業省とか、農林水産省とかが管轄しているようなものもありまして、私としては横断的・包括的ということであるのであれば、規制改革会議発でいろんな金融分野は規制緩和とか規制改革が進んできたというところもありますので、やはり規制改革会議発で政府全体としての横断的・包括的な資本市場の法体系ということを目指すという形で、最終的には今年度は決着と言うか、到達点というものを見出していくべきであると考えております。

それから、独占禁止法なんですけど、独占禁止法の改正というのは、今度、国会で成立いたしましたけれども、今回橋梁談合というのがありまして、過去もう何十年にわたってこの業態に根深く存在していたことになるんですけども、私自身としては今の時点で入札談合のみならずという表現は少し違うと考えて、何か今こそ入札談合にメスを入れるべきではないかという感じがしておりますので、ちょっと私は世の中に出していくときの表現ぶりとしては、社会全体としてはここできちんと入札というものが、本当に透明で、簡易で公正な形の入札はどうあるべきかということの検討をするべきだというふうに考えておりますので、ここは現時点では実際には踏み込んだ形でメスを入れていくということではないかと考えております。

いずれにしても、私の担当している分野なので、そういったことを考えておりますということをお願いさせていただきますと思います。

あと2点、医療分野についてなんですけれども、先ほど鈴木さんの方から、いろんな観点を挙げられておりまして、去年は混合診療の問題で大変でしたけれども、医療消費者という目から見ると、本当に一番ものが言いにくい部分が医療分野というところでありまして、先ほどジェネリックの医薬品の話ですとか、いろんな医療機器の10倍ぐらい内外価格差があるというような話とか、実際に医療消費者が保険点数とか、そういったところへの機能を働かせるというような辺りとか、情報開示とかという辺りは、非常に大事だと思っておりますので、是非この辺りはまた集中してやっていただけたらと思っております。

それから、1点質問なんですけど、安居さんのところなんですけれども、5ページ「3 外国人労働（移入・在留）」のところの一番上の「なんですけれども、入国の管理体制を強化していくということを検討する」というふうになっているんですけど、実は私自身は20年ぐらい前に、この辺りはボランティアでいろんな活動を展開しておりまして、こういったビザの問題ですとか、入って来られた方が日本での生活、暮らしの手引をボランティアで作成したりとか、いろんなことをやっておりますので、非常に関心が強い分野なんですけ



れども、この入国後に入ってきた人を総背番号制的に管理をしていくというのは、諸外国ではどうなのですが、もしも日本だけ特異なことであればあれですし、確かに、おっしゃられるようなことは、私自身も感じているんですけども、では総背番号制的なことが、世界全体で見たときにどういうふうなことになるのかという辺りは、ちょっと不安な部分なのでお聞かせいただけたらと思います。

ちょっとたくさんになって申し訳ありません。

安居委員 一応それは勉強したんですが、先進国のほとんどはそれをやっています。特にアメリカなんかはそうですけれども、指紋までとるということですから、それは相当やっています。

今、EUで、EU全体の中と国とが若干きちっとしてないところがありますが、基本的には各国、国別に管理をやっていくんだということになっておりまして、そういう意味ではそれぞれきちっとやっているというふうに御理解いただいていいと思います。 宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 先ほどの原委員からの独立行政法人に関するコメントについて、少し違うのではないかと思うところがありまして、それは総務省の評価委員会と連携というふうにおっしゃった部分。総務省だけではなくてその前の、いわゆる各省の評価委員会もあるわけです、二重になっているわけです。これは提携ではなくて、むしろ問題視すべきところであって、そこでの採点が甘すぎないかと思われる事例が多いと認識していますので、そういうところはシビアに見た方がいいなと。参与会議の方は、問題点を指摘すべきお目付役ですけれども、あそこでさばき切れないんです。その前に本当は評価委員会ですっかりやればいいんですけども、これは従来型の審議会方式の限界があるのではないかということ、一回検証してみましよう。

原委員 私も言葉足らずで大変恐縮でした。連携のところだけがすごく強調されたように聞こえたかと思いますが、今朝、翁さんに45分ぐらいお話を聞く機会がありまして、翁さんは行革の有識者の会議に入ってらっしゃって、そこでのやり方があるわけです。

私としては、この独法をスタートして、ちょうど中期目標のところにかかってきて、非常に正念場というところになっていると思っていて、おっしゃられるように各省庁の評価委員会があって、それから総務省がそれをまとめているところがあって、行革の有識者だって御報告があるということになります。

今日の午前中は、財務省の予算の分野等の話もありまして、効果的にやるためには、どこをどういうふうにしたらいいのかという戦略をまず考えて取り組んだ方がいいという趣旨です。

どこでもみんな連携を取ってやりましようという感を強調しているつもりではないということになります。

宮内議長 どうぞ。

福井専門委員 4点コメントですが、第1は、先ほど来話題にもなっていますが、独禁

法の問題です。私も原委員がおっしゃったように、入札談合のことは是非柱できちんと対峙するべきだと思います。

もう一方の極で、公取が、非常に甘い、ないし甘いと言うより逆かもしれませんが、一生懸命やる分野に不当廉売というのがあります。実はこの「市場化テスト」でも問題になっている1円入札と極めて近親性のある話題なので、まとめて問題提起します。例えば、公取が不当廉売ということで問題視するのは、1円の牛乳をおとりの的に使って消費者をだまらかすようなスーパーマーケットとか、あるいはガソリンの小売とか、要するに、安いことは悪いことだという、非常に違和感のある議論です。これを正当化することが多いんですが、これに本当に安いことが悪いことなのか、消費者の利益を本当に損ねているのか、どうなのか、という実証研究は絶無です。独禁法学者と関係者だけが言っている面白い理屈なわけです。

基本的に消費者の利益を増大させるなら、情報がちゃんと提供されていれば、品質を一定とした以上、安ければ安いほどいいということは、独禁法だろうが、「市場化テスト」だろうが、不変の原理だと思うわけです。そうではない議論が、いわゆる判例通説としても、独禁法かいいいでは、まだまかり通っているようですが、本当にそんなことを言う必要があるのか。実は、牛乳等の同業他社の保護ではないかという本質的なところまで踏み込んで独禁法について議論する余地があると思います。

同様に「市場化テスト」についても、品質を一定とするならば、1円だろうが持参金付きだろうが、安ければ安いほどいいという当たり前の原理を貫徹すべきではないかと思えます。

第2点が、労働に関する問題です。これはどの分野の問題なのかよくわからないんですけども、教育の議論をしているときにも労働法制は、必ずパッケージで問題が出てきます。教育の異様な競争とか、あるいは1回限りで、言わば一発の入試でかなりの程度、その後の生涯所得とかが決まってしまうかねない、言わば失敗をリカバリーする仕組みがないという現状の最大の問題点は、むしろ教育そのものというよりは、労働市場の流動性の欠落です。労働市場の流動性の欠落の最大の隘路は解雇法制です。言わばやり直しを禁ずるような制度を労働者保護として設けているがために、新規採用のときにできるだけ無難な人材を採用する、言わば入試の選別能力だけ見て、大学の教育能力を見ないという採用事情に現われている。そこをちゃんと改めない限り、教育の小・中・高・大学という中身だけ幾ら議論しても根本の問題はなくならない。無駄な競争なり、あるいは本質的でない教育内容の跳梁跋扈はなくならないわけです。そういう意味で、労働市場の流動化の問題と教育の問題というのは、完全に表裏一体であり、これで見るとどこに担当するのかわからないんですが、そこが本当はちゃんとテーマに出ている方が、教育と労働の車の両輪という形でうまく進むのではないかということを感じました。

端的に言えば、解雇法制をもうちょっと自由化しなければ、学歴至上社会とか、競争至上社会の克服や、弱者にとってやり直しがきくやさしい社会の実現はあり得ないと思いま

す。

3点目は少子化に関する論点なんですけれども、どこかに観点が含まれているかと思うんですが、つい先般八田達夫先生が日経の経済教室で、大変いい論文を書かれていました。一種の逆選択の回避のために少子化対策として保育園の充実は非常に意味がある。ただし、ばらまいてはだめで、投資をして逆選択を回避する上で、意味のある人にだけ重点的に保育園の支援をしないと何の意味もないという議論をしておられましたが、非常に説得的だと思いました。少子化だから女性で子どもを産む人に、とにかくばらまけばいいということは、当会議ではないと信じておりますが、その視点がもう少しはっきり出てもいいのではないかと思います。

第4点ですが、これもどこなのかよくわからないんですが、司法制度改革推進本部が実質的に消滅いたしまして、司法改革についてかつてこの規制会議の前身組織が果たしていた役割を代替する組織が今、世の中からなくなっております。現段階でやはりこの組織がやらなければほかにやる場所がないのではないかと思います。

実際、現に新司法試験等ができて、法科大学院等も制度化の段階になっていますが、端的に申し上げて法曹の参入制限を新たに制度化、固着化する役割を、現に新司法試験や法科大学院制度が果たしつつあります。

そういうものが固着化しないように、できるだけ参入制限の撤廃に向けて機能するよという意味での、規制改革としての司法改革のフォローという問題を、是非どこかで受け皿としてやっていただければということです。

以上です。

宮内議長 本田委員、どうぞ。

本田委員 私も金融サービス・資本市場法制に関して1点コメントさせてください。

原委員 「市場法」です。

本田委員 こちらは、何のためにやるかというところを全面的に打ち出す必要があると思っております。日本の場合は個人金融資産が非常に預金に偏っていて、株式投資が少ない。そのため、個人株主が非常に少ないという状態にあります。これは結果的に国民が個人としてミドルリスク・ミドルリターン、ないしはハイリスク・ハイリターンの商品に投資ができていないことにもなります。しかし、国として国民が豊かな老後を送ることをサポートしていく観点から、国民がミドルリスク・ミドルリターン商品であるとか、ハイリスク・ハイリターン商品への投資ができる状態にしていくべきであると考えます。そこを目指して、金融サービス・市場法を設定するというのを、明確にすべきではないでしょうか。また、国民個人がそういった投資を行うようになると、資本市場に資金が流入し、ひいては経済の活性化につながると考えられます。規制改革会議では、こういった目的論を少し展開していただくとよろしいのではないかと考えております。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 今の金融の点はよろしいですか。

本田委員 はい。御提案というだけです。

八代総括主査 ちょっと今、福井さんが言われた点で、4つのうち3つまでは賛成なんです。1つ少子化対策のところ、ばらまきではいけないというのは基本的には賛成なんです。他方、必要とする人に重点的に配分というのは、今の制度がむしろそうなんです。つまりだれが必要かということ政府が決めて、その人に重点的に配分するというのが本来の措置制度の考え方で、それをより普遍的な仕組みに変えていこうというのが我々の考え方です。言わば介護保険と同じように子育てというのを特定の家族の負担にするのではなくて、広く社会的扶養の方式に変えていくという仕組みにしていって、それが1つはパウチャーという、同じ直接補助方式である。今、保育に欠ける子どもを公的に認定して、その人たちを認可保育園に入れる。それで、認可保育園に重点的に補助するという考え方ではなくて、言わば普遍的な保育サービスを利用する者への補助に転換していくということです。

また、おっしゃったように、価格構造が非常に歪んでいるために問題が起こるといふことに対しては、例えば、保育コストに見合った適正な利用者負担の在り方を検討するという形で、一種のモラルハザードが起こることを防ぐんだという考え方が一応入っているわけでありまして。

その意味で、決してここで言っているような利用者補助、特にその1つの手段である育児保険というのは、ばらまきではないということについて、会議全体のコンセンサスを得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

宮内議長 どうぞ。

安念専門委員 先ほど福井先生のおっしゃったこと、及び八代先生のおっしゃったこと、誠にごもつともだと思います。特にその中で、前にも同じようなことを申し上げたことがあるんですが、独禁法のエンフォースメント、ということは結局公取ということになるんですが、これについては当会議も妙に甘いのではないかと感じております。とういのは、公取も役所です、彼らのやっていることも実は規制なんです。世の中に独禁法上デューピアスだという行為は実は無数にありまして、そのどれを見つけて介入するかというのは、もう極めて恣意的、裁量的な介入になるんです。ですから、彼らのやっていることも極めて危険なんです。

アメリカの独禁法の議論は、大体エコノミックスの裏付けがありまして、要するに、独禁法上悪とされるのは、結局消費者余剰が減る行為のことなんです。ところが、日本の場合は、エコノミックスの裏付けがほとんどない議論をしますので、極めて直観的というか、情緒的なんです。

結局のところ、日本の公取が摘発する行為は、卑怯な行為なんです。例えば、全電化で電力会社が営業で攻めにかかると、卑怯だという。それから、周りの牛乳屋よりも安い牛乳を、今、福井先生おっしゃったが、大きなスーパーで売るのは卑怯だという。なぜ悪いのかは、理論的には何の説明もない。卑怯な行為を摘発する。これは大変危険だと思います。

すので、当会議として甘い顔をすべきでないと考えております。

福井専門委員 今の特に談合に関連してですが、そういう意味で公取がある程度、例えば、談合にしても、不当廉売にしても、ルールを決めてやっていただきたいということと併せて、特に談合に関しては、やはり発注官庁自体が一体となっておりますので、発注官庁自体の、言わば官製談合促進体質にメスを入れないと効果がない。談合というのは外部機関が一番見つけにくい犯罪です。当事者のだれかが密告しない限り、實際上ほとんど見つからないとすれば、やはり公取の人やリソースにも限界があるわけですから、発注官庁がそういうことを絶対許さないという前提でしか発注できないようにしていくような仕組みを合わせて考える。これは独禁の問題というよりも発注の契約の仕方の問題でもあると思いますが、これは今徹底的にやらないといけないのではないかという気がします。

もう一つ、少子化に関する八代先生の御指摘ですが、別におっしゃるとおりで、基本的にはちゃんと受益と負担が見合っていればいいと思うんですけども、何らかの意味で受益と負担の間に乖離があり一種の補助性がある場合に、補助した人が、言わば戦力にならないままになってしまったときに、埋没してしまう部分があるとしたら、それは大変投資効果が悪い。恐らく八田先生もそういうことを指摘されたのだと思うので、そこについては何らかの配慮があってもいいという気がいたしましたので、そういう意味での問題提起です。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 その不当廉売ですけども、私も非常に疑問に思うし問題視しておりますけれども、そもそも不当廉売の立法趣旨ですが、公取は安ければ安いほどいいというのが本来の立場であるべきなのですね。競争したときに、安いとんでもないものが出て、競争というのはそういうものなのだから。そうすると、不当廉売をなぜ禁止するのかといったら、不当廉売をした結果、競争者をなくして、寡占ないし独占状態をつくって、そして値段を高くつり上げるということしか論理的根拠はないわけですね。そうでなかったら、独禁法に入るわけではない。

しかし、それは酒のときも議論になったけれども、お酒屋さん自由になって安売をし、近隣のものを全部つぶしてしまったとか、ガソリンスタンドでもそうですが、近隣の店をつぶしてしまった、そしてに寡占状態になった、さあ喜んで値段を上げることができますかということです。そうしたら、隣のそば屋さんがお酒屋さんの競争相手として参入してくるだけでしょう。

もしそういうことで不当廉売により独占価格を作れるような業種があるなら挙げてみてください。ないですよ。したがって、もう今や独禁法の中の不当廉売という規定は、自然に固有の独占もかなり前に取ってしまったわけですから、撤廃すべきということを提言してもよいのではないかと思います。

不当廉売という規定が独禁法のなかにあると、タクシーなど運輸関係をやっていると、そこでの廉売行為の規制というものに影響してきます。独禁法の不当廉売というものは、

どういう定義なのかということもあるけれども、それと同じだというと、国土交通省は独禁法の不当廉売よりももう少し上のところの安いところで、業界の他社がつぶれないような程度のもんと言う。そうしたら廉売も、競争もないわけです。そういう理屈を言ってきます。

有害無益の典型みたいなものだから、なくしてしまったらよいという感じがします。少なくとも自然に固有の独占はやめておる以上は、そのコンテキストの中で当然のことだと思います。

南場委員 事業のスコープがあって、独占領域における利益で競争領域の事業に補填をしている場合というのは入るわけですか。取り締まりの対象になるわけですね。

福井専門委員 要するに、フェアな競争でない、何らかの規制なりで守られた領域から内部補助ができるような形になったら、それはまずいということが前提ではないでしょうか。

私もそういう意味では、鈴木代理のおっしゃることに全く賛成なんですけど、1つ補足申し上げますと、つい最近でもまだかなり高名な独禁法学者などが、不当廉売というのは後で自分が独占、寡占したいがための手段だから許すべきではないと言っていました。これが、まだ独禁法学界などの通説らしいのです。

私も、そういうことは全く起こらないと思うんですが、そのときの基準としても我々が持ち出すとしたら、不当廉売した結果、同業他社をつぶして、その後自分で参入障壁を高く高くそびえて立たせることができ、よそから入れないようにするような人為的な権力を持っている場合にのみ問題になる話でしょう。

鈴木議長代理 そういう環境がつかれる業界においてのみ考えられるけれども。

福井専門委員 そうです。だから、そういう環境や条件を設定できないところで、不当廉売などという概念は成立のしようもないということが、やはり明確な基準ではないかと思います。要するに、参入が自由に許されている前提の下での不当廉売などという、言わば同業他社排除行為というのは、論理的にあり得ないと明確に言った方がいいと思いました。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

原委員 1点だけ、独占禁止法と、公正取引委員会の在り方と、それから不当廉売については、消費者側としてもいるんな意見があると思っておりますので、軽々にここでということではなくて、議論の端緒ということにさせていただきたいと思います。

鈴木議長代理 廉売を消費者が困るという、まさかそういう意見はないでしょう。

原委員 ないです。それはないんですけども、今、おっしゃられたように、あと引張ってきて寡占状態になるというところがどうか。でも、それは福井さんがおっしゃられたように、参入規制との関係はどうかということになると思います。

あともう一つは、おとりの感じのものです。この2つからの整理です。

鈴木議長代理 高名な独禁法学者とほぼ同じようなレベルの判断力を持っているという

ことになるわけですね。

原委員 だから、福井さんがおっしゃられるように、参入規制と不当廉売とをどういうふうに整理していくのかという話の部分と、それからおとりとして引っ張ってくる部分というのは、まだ今でもある分野を感じておりますので、その整理だろうと思います。

福井専門委員 ちょっと補足ですが、今、原委員からおとりの話があったので。さっき私が例に出した牛乳の事件は、摘発側は実はおとりだという理屈です。なぜおとりかと言うと、1円でパック牛乳をスーパーが売り出した結果、その1円につられて非常に愚かな主婦などの消費者がそこに買い物に来て、ほかのわざと高く付けた値段の卵や肉を買いまくるから、それは卑怯だという論理です。

これは、1円の牛乳だけ買いに来るような利口な消費者はいないという前提の、非常に消費者を愚弄した前提での判断でありまして、それをおとりだと言うのであれば、値段を明示しない抱き合わせ販売を強いるようなスーパーだけをやっていただきたいということになるはずですので、実質的には全く問題ないと思います。

原委員 私は、それに反論です。今そんなに単純なおとりはないんです。それが非常に難しいと思っています。

福井専門委員 やるべきことは、単純なおとりがないとすれば、そのおとりがなりたないように価格と品質を明示させることが正しい政策であって、おとりだとか誤認の可能性があるからといって、廉売自体をやめさせるということは、絶対してはいけないことだと思います。

宮内議長 どうぞ。

林内閣審議官 私は、別に公取を守る立場にないんですが、ちょっと幾つか。

1つは、この不当廉売というのは、昔は公取は余りやってなかったんです。ガソリン価格の下落と町の牛乳屋さんがなくなっていく中で、さまざまな圧力があってやらざるを得なくなったと。

それから、福井先生が言われた廉売の性格論なんですが、恐らく反論が出てくるとすれば、国際マーケットにおけるアンチダンピングを否定する人はだれもいないのに、なぜ国内マーケットにおける不当廉売は否定されるんだと。あれは国内産業保護ではないですから、やはり国際市場における競争環境。そういう意味で、廉売は絶対いいんだとは必ずしもならないような気がします。

それから、3点目は、私はどちらかと言うと、公取の審査当局は、カルテルしか取り締まって来なかったという意識で、先ほど南場さんが言われたように、IT業界のように、非常に変化の激しい中で、例えば、優越的地位の乱用とか、あるいは不公正な取引との抱き合わせとか、そういう問題については難しいからほとんどやってきてないし、理論的な研究もされてないんです。

だから、カルテルをやるなどは言わないけれども、世界の変化に応じて公取の在り方ももう少し変えていかないといけない。

原委員 私一言、福井さんと論争になると絶対負けるという感じがするので、私の真意なんですけれども、やはり事業者を規制しているとか、事業者を監督している省庁が多いわけですね。そういう意味では、やはり市場のルールということをきちんと公正に図ってほしいという、それが公正取引委員会の役目だろうと思っておりまして、そういう役目を果たせるようになっていただきたいということが真意であります。

福井専門委員 同感です。

宮内議長 南場委員、どうぞ。

南場委員 私はささいな点が幾つか。今の独禁法の話ですが、農協の在り方についても、独禁法がひとつの切り口となり得るかもしれないので、少し連携させていただければと思っております。

それから、少子化のところで1点。雇用機会均等法の見直しと配置転換等に関して、配慮義務が記載されていますが、私はたまたま女性の社長であるということもあって、子どもを産む社員に対して全面的なサポートをしたいと思っはいるものの、配置転換についてはやらざるを得ない場合もあります。同時に全面的にサポートしたいと思っている経営者の立場から、しようと思ってもなかなかできないことが多い。例えば、ビルに託児所を作っはいけないと言われてしまったり、やってあげたいことのでできないことが多々あります。是非この少子化の問題に関しては、経営側の立場、特にこの少子化問題を真剣にとらまえている経営者にも意見を聞いていただければと思っはしております。

宮内議長 それでは、時間をちょっと経過しましたのでとりまとめさせていただきたいと思っはいます。

ただいま、たくさんいい御意見が出ました。こういうものを含めまして重点検討事項ということで、具体的にとりまとめに入っはいただくということで、各ワーキンググループで今の議論を十分くみ上げていただくことが必要かと思っはいます。

そういうことでお願ひ申し上げたいと同時に、またこの重点検討事項というのは、当会議としてまとめるに至っはっていない段階だというのが現状であるということをお認識いただきたいと思っはいます。

今後のスケジュール感で申し上げますと、重点検討事項につきましては、この6月に当会議として決定して、それから各省庁と話し合いをしまして、中間とりまとめということで夏にできるだけ固めていくというのが目先のスケジュールでございます。

そしてその前にもう一つといたしましては、経済財政諮問会議が骨太方針2005というのを6月にとりまとめるという作業を進めております。お手元の参考資料に、先日の「『基本方針2005』の策定に向けて」というものがございまして、この中に「市場化テスト」あるいは規制改革というものがある大きな項目として入れていくべきだという提言がなされてるわけでございます。

当会議の中間とりまとめの前に、骨太方針のとりまとめがまいります。その前に村上大臣と私が諮問会議に呼ばれまして、当会議がどういうことをやっはしているのか、何を指し



ているのかということについて御報告をしないといけないということがございます。現在、まだ最終的にこの会議としての重点検討事項はまとまっておりますが、お呼び出しがあった場合は各委員と個別に連絡させていただきまして、どういうことを報告するかということにつきまして御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

当会議の活動も、中間とりまとめに向けまして必要に応じて各省庁等のヒアリング、あるいは公開討論、折衝協議と、いろいろな段階があると思っておりますけれども、早急に進めていただく必要がございますので、何分よろしく申し上げます。

それでは、最後になりましたけれども、集中受付月間につきまして、募集要項が先日公表されました。そして、その取組みがいよいよ始まることになりました。お手元の資料等に基づきまして、志太委員から御説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

志太委員 お手元の資料については、後ほど、原企画官から説明していただきますが、私からは、4つのポイントについてお話し申し上げます。

まず第1に、ただいま宮内議長からお話がありましたように、6月1日から民間要望集中受付月間が始まります。規制改革・民間開放の動きを、国民に広くPRする絶好の機会ですので、委員の方々にも、ご関心を持って、ご宣伝いただきたく思います。

2番目には、「あじさい月間」に先立ちまして、4月から5月にかけて、全国13都市で、各地のニュービジネス協議会とタイアップしまして、民間主催のキャラバンを開催しました。特区室、規制改革推進室、市場化テスト推進室の参事官、企画官の皆さんを講師に招き、たいへん盛況でした。東京会場に450人、大阪会場に250人、全国13都市で合わせて約1200人の民間事業者や個人が参加しました。会場での質疑応答を聞きながら、特区、規制改革に対する国民の関心の高さを感じた次第です。

続いて恒例の政府主催の「あじさいキャラバン」が、5月31日の秋田市を皮切りに、全国21都市で行われます。これまでは東京、大阪など大都市中心だったんですが、今回は今まで開催していない地方中核都市を巡り、「あじさい月間」の浸透を図る考えです。八代委員にキャラバンでのご講演をお願いしています。先生方も時間を取っていただき、キャラバンにご参加いただけますと、たいへん有り難く思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

3番目に、既に御了解いただきましたように、要望者の利便性を高める観点から、運営面でいくつかの見直しを行いました。お手元の資料にあります「特区との連携の強化」、「要望の質の充実」、「規制改革効果の現場、運用レベルまでの徹底」の3点が、今回の見直しの骨子になっています。

4番目には、今のお話ししました「規制改革効果の現場、運用レベルまでの徹底」の観点は非常に大事だということです。私どもの民間要望受付・推進ワーキンググループでは、この問題に力を入れてやっていこうと考えています。昨年11月の「もみじ月間」では約1

000 件の民間提案がありました。このうち各省庁が「現行でも実現可能」と回答したのが約 200 件もありました。ところが、中央省庁の回答は OK を出しても、地方の現場では規制がはびこっているケースが見られるようです。こうした弊害を徹底的にチェックし、民間要望が現場レベルで実現し、改革の成果を挙げたいと考えております。民間要望のフォローアップにつきまして、各ワーキンググループの御協力賜りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、原さん、資料について、ご説明願います。

原企画官 資料 3 に、今回公表いたしました募集要項の抜粋をお配りしておりますので、これは後ほど御確認をいただければと思います。

また、今、志太委員の方から御紹介がございました、今回の見直しのポイントをまとめた資料を、後ろの方でございますが「机上配付・非公表」として「規制改革要望等の集中受付月間について」ということでお配りをしております。内容につきましては、前回の会議で御紹介をしたものと重複いたしますし、今の志太委員の御説明で尽きているかと思えますので省略をさせていただきます。

以上でございます。

志太委員 どうもありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御発言・御意見等ございますでしょうか。特にございませんでしたら、要望の実現に当たりましては、またワーキンググループの協力をいただいてまいりますので、よろしく御願い申し上げたいと思います。

資料にもございますように、現在、特区の有識者会議において、これまでの提案で実現しなかったものの中から、重点検討事項の絞り込みが行われております。その検討項目の中には、当会議の検討項目と当然ながら密接に関係する部分もございますので、当会議といたしまして、適宜協力をしてまいる必要があるかと思えますので、その点につきましても御協力をお願い申し上げたいと思います。

なお「非公表」という資料が、本日は 2 つほどございますが、これの取り扱いにつきましては、御注意をお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後でございますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

井上参事官 簡潔に 2 件申し上げます。

1 件目は、御報告でございまして、資料 4 でお配りしておりますけれども、政府の「規制改革・民間開放推進本部」の基本方針、前回、内容を御説明申し上げましたけれども、その線に沿って各省折衝を終了しまして、5 月 11 日に持ち回りで本部決定で基本方針の改定がされております。その仕上りのものが資料 4 でございます。

もう一件は御相談でございますけれども、従来から御指摘をいただいております、この会議の議事録の公表が遅いということで、実は従来 3 週間～1 か月弱かかっておりました、その内容は最初に速記が上がってくるのに 1 週間ぐらい、その後事務局が直すのに 1

週間ぐらい、その後委員の方に見ていただくのが1週間強、トータル3週間強という形でございましたけれども、これをかなり短くしたいと思っております、具体的には速記が上がってくるのが3日以内、その後すぐに委員、専門委員の方にもお送りをして、1週間以内で見えていただくと。事務局の方では、速記が上がってきた、その委員の方が見ていただく1週間の中の最初の3日以内ぐらいで事務局としてもチェックをさせていただいて、それもまた送らせていただくという形で、トータル10日以内ということで議事録が公表できるようにしたいと思っておりますが、これは委員、専門委員の皆様の御協力も必要でございますので、もしそういうことでよろしければ早速今回からそういう形でやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 よろしゅうございますか。それでは、10日以内でお願いいたします。これはやはり早い方がいいと思います。

それでは、次回の日時が決まっております。6月13日、3時半～5時ということでただいま調整中でございますので、御予定いただきたいと思います。ワーキンググループから、さらなる進捗状況の御報告をいただくということを中心に考えておりますが、後日正式に事務局から御連絡を差し上げます。

なお、本日はこれが終わりました、会議の様様について記者会見を行う予定でございます。ちょっと時間がずれてしまいましたけれども、以上をもちまして本日の審議を終わらせていただきます。

ありがとうございました。